

## 2 政府に対する意見の理由及び背景

### 1 当審査会への対応状況関係

各行政機関は、改正運用基準に鑑み、当審査会がその調査に関し特定秘密の指定等の適正性を判断する過程において必要があると認め説明を求めた場合には、特定秘密以外の不開示情報についても積極的に説明する等なお一層真摯に対応すること。特に外務省は、当審査会がこれまでの年次報告書の意見において、当審査会への対応の在り方の改善について重ねて指摘してきた事実を改めて重く受け止め、改正運用基準の趣旨に沿った対応をすること。

#### (理由及び背景)

当審査会への対応の在り方については、当初から指摘してきたところであり、行政機関の中にはこれを真摯に受け止め対応に努めているところもあるが、対応に改善が感じられない行政機関も存在している。昨年6月に改正された運用基準では、遵守すべき事項として「情報監視審査会から必要な報告又は記録の提出を求められたときは、適切に対応すること」が新たに盛り込まれた。この趣旨を踏まえ、まずは政府全体として、当審査会がその調査に関し、特定秘密の指定等の適正性を判断する過程において必要があると認め説明を求めた場合には、特定秘密以外の不開示情報についても積極的に説明する等なお一層真摯に対応することを改めて求めるものである。

特に外務省においては、当審査会のこれまでの指摘にもかかわらず、特定秘密の周辺情報等の具体的内容について答弁を避けるような対応があり、複数の委員から「答えを差し控えるという答弁があまりに多く、この審査会に我々が出席する意味がないと感じる」等の指摘があった。

審査会委員は、秘密を漏らさない旨の宣誓を行い、場合によっては刑事罰を受けることもある立場で当審査会に出席している。その委員がこのような指摘をせざるを得ないような対応がなされたことは、当審査会の存在意義に関わる問題にもなりかねず、看過できない。同省は、当審査会がこれまでの年次報告書の意見において、当審査会への対応の在り方の改善について重ねて指摘してきた事実を改めて重く受け止め、説明する際は改正運用基準の趣旨に沿った対応をすることを求めるものである。

### 2 指定管理簿関係

各指定行政機関においては、改正運用基準を踏まえ指定管理簿を修正する場合には、指定要件の充足性等の判別が可能となる、より具体的な記述内容となっているかどうかよく精査すること。また、内閣情報調査室は、各行政機関において修正されたものについて、改正運用基準の趣旨が反映されているか改めて精査し、必要と認められる場合には、再修正等適切な対応を求めること。

### (理由及び背景)

改正運用基準は、昨年6月より運用が開始されており、指定管理簿については、「特定秘密の概要」を特定秘密である情報の特段の秘匿の必要に支障のない範囲内で具体的に記述することとなった。これを受け、改正運用基準の運用開始後に指定される特定秘密については、この改正運用基準の趣旨に則り指定管理簿が作成されるので、「特定秘密の概要」の記述は具体的なものとなるものと思われる<sup>33</sup>。

これまで、改正運用基準の運用開始前までに指定された特定秘密に係る指定管理簿については、「特定秘密の概要」の内容が具体的でなく、指定要件の充足性等の判別が困難なものや内容を想起することが困難であるようなものが存在していた。そのため、これまでの意見においても、具体的な記述に修正するよう求めたものがあり<sup>34</sup>、この指摘を受け見直しが行われたものがある。一方で、具体的に記述されていないものが依然として存在している。

改正運用基準の運用開始前の指定管理簿の取扱いについては、各指定行政機関において改正運用基準の趣旨に合うよう見直しが行われるものと思われる。そこで今回の運用基準が見直されたことを機として、まず各行政機関に対し指定管理簿の記述内容を見直す場合には、改正運用基準の趣旨に沿った内容となるよう精査を求めるものである。

さらに、当審査会としては、記述内容について、できるだけ各行政機関で統一がとれていることが望ましいと考えており、指定管理簿を取りまとめる内閣情報調査室が、各行政機関が見直したものについて、改正運用基準の趣旨が反映されているか精査すること、必要があれば各行政機関に対し、再修正等必要な対応を取らせることを求めるものである。

### 3 特定秘密文書の管理関係

特定秘密文書の不適切な管理に起因すると思われる誤廃棄事案が複数発生していることから、各行政機関においては、これまで以上に緊張感をもって特定秘密文書の管理に当たること。特に誤廃棄事案が発生した行政機関においては、公文書管理制度などの所定の手続を経ず原本を含む特定秘密文書が廃棄されたことを重く受け止め、改めて現場の業務従事者を含む全ての取扱者に対し廃棄のための手続の周知徹底等の再発防止策を講じること。

### (理由及び背景)

国会報告において、内閣官房で15件、防衛省で原本57件を含む504件<sup>35</sup>の

<sup>33</sup> 令和2年12月3日審査会における内閣情報調査室の説明。

<sup>34</sup> 平成27年年次報告書「1 政府に対する意見(1)」参照。

<sup>35</sup> 国会報告(令和2年6月閣議決定)によれば、防衛省において誤廃棄された504件の特定秘密文書の保存期間は全て1年以上である。また、内訳は、平成31年1月の定期検査を契機として判明したものが100件及び5件(いずれも複製物)、定期検査とは別に判明したものが399件(原本57件、複製物342件)である。なお、複製物については全て原状回復されている。

特定秘密文書が所定の手続を経ずに廃棄される事案があったことが公表された。

当審査会としては、誤廃棄事案の発生等の事実を隠さず公表したことについては、一定の評価をしている。一方で、各行政機関は、特定秘密という重要な情報が記載されている文書の誤廃棄事案が毎年のように発生していることを重く受け止めるべきである。各行政機関に対し、定期検査以外の場面で誤廃棄事案が発覚したこともあったことを踏まえ、さらに実効性ある定期検査を実施すること等緊張感をもって文書管理に当たることを求めるものである。

その上で、今回特定秘密文書の誤廃棄事案が発生した行政機関に対しては、公文書管理制度などの所定の手続を経ず特に原本を含む特定秘密文書が廃棄されたことを重く受け止め、改めて現場の業務従事者を含む全ての取扱者に対してより具体的な再発防止策を講じることを求めるものである。

#### 4 適合事業者関係

適合事業者に特定秘密を提供等している行政機関においては、情報漏えいの防止の観点から、引き続き適合事業者における秘密保持の体制の把握や適性評価の実施状況の確実な確認等情報管理には万全を期すこと。

##### (理由及び背景)

防衛装備品の開発等には適合事業者が携わっており、その際、これらの従業者が、特定秘密を含む重要な情報に触れる機会もあると思われる。特に、昨今は防衛装備品自体に求められる性能が極めて高くなっており、開発に関わる事業者も多岐にわたっている。その結果、下請け関係の重層化等により開発環境が複雑となり、情報に触れる従業者の人数が増え情報漏えいの危険性が増す可能性も危惧される。

当審査会での質疑において、行政機関が、防衛装備品の開発に関わる適合事業者等における情報の管理体制を把握できる仕組みとなっている旨の答弁を得ているが<sup>36</sup>、我が国の安全保障のための情報管理の重要性という観点から、引き続きこれらの取組に万全を期すことを求めるものである。

昨年1月、機密情報を取り扱う可能性のある企業が大規模なサイバー攻撃を受け、機微な情報が流出した可能性のある事案が発生していたとの報道があった<sup>37</sup>。今回流出したとみられる情報は特定秘密ではないとされているものの<sup>38</sup>、今後サイバー攻撃により適合事業者から特定秘密が漏えいする可能性も否定できない。

適合事業者がサイバー攻撃の危険性に常時さらされている状況の中、情報

<sup>36</sup> 令和3年3月18日審査会

<sup>37</sup> 『朝日新聞』(2020.1.20)等

<sup>38</sup> 『朝日新聞』(2020.5.20)

漏えい事案は、手口が巧妙化しており被害企業が漏えいを認識するまでに時間を要する上、その事実を公表することをためらうことも多いといわれており、一たび発生すれば被害が拡大し、ひいては我が国の安全保障に著しい影響を及ぼすことになりかねない。そこで、適合事業者にサイバー攻撃への防止策を徹底させるよう政府としても取り組むこともあわせて求めることとする。